

特別養護老人ホームなごみ

契 約 書
兼
重要事項説明書

（以下、「契約者」という。）と社会福祉法人植木会 特別養護老人ホームなごみ施設長 大森誠一（以下、「事業者」という。）は、（以下、「利用者」という。）が特別養護老人ホームなごみ（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条 （契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

2. 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下、「施設サービス計画」という。）は、『サービス計画書』に定めるとおりとします。
3. 利用者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 （施設サービス計画の決定・変更）

事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2. 施設サービス契約は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は、要介護認定有効期間（通常6ヶ月）に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 （介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条 （介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一. 食事の提供
 - 二. 居住の提供
 - 三. 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 四. 利用者に対する理美容サービス
 - 五. 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
2. 前項の他、事業者は個別処遇の一環として、個人の要望により外出、買い物、食事など

の付き添いのサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3. 上記2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

4. 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条 （利用者等への説明）

事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2. 契約者は、本規約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うように努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 （サービス利用料金の支払い）

利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常は市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、利用者はサービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2. 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3. 前項の他、利用者は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

4. 上記3項目に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月の月末までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

5. 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条 （利用料金の変更）

利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更するものとします。

2. 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

3. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

4. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

5. 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。

6. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条 （事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行うものとします。
5. 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度が変更された場合には、契約者に通知することとします。
6. 事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条 (守秘義務等)

事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第10条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、利用者がホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第11条 (損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一．契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二．契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 三．利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 四．契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 13 条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 14 条 （契約終了の事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一．利用者が死亡した場合。
- 二．要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援 1、要支援 2 または要介護 1、要介護 2 と判定された場合。ただし、要介護 1 及び要介護 2 と判定された利用者のなかで、特別な考慮事項がある場合はこの限りでない。
- 三．事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- 四．施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- 五．ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 六．第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

第 15 条 （契約者からの中途解約等）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

- 2．契約者は、第 16 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約する事ができます。
- 3．契約者が第 1 項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4．前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5．第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 16 条 （契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一．事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- 二．事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三．事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 四．他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第 17 条 （事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一．契約者が、契約終結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 二．利用者による第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- 三．利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 四．利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- 五．利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- 六．ご契約者が正当な理由なく 2 週間以上居室を利用しない場合。
- 七．ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

＊サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

第 18 条 （契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し利用者がホームを退所する場合には、契約者の希望により事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一．適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
- 二．居宅介護支援事業者の紹介。
- 三．その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

第 19 条 （利用者の入院に係る取り扱い）

利用者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院された場合は、入所できないことがあります。

2. 利用者が病院又は診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。ただし 7 日を超える入院であっても所定のサービス利用料金負担は 6 日分までを上限とします。

しかし 7 日を超える入院であっても、居室が確保されている場合は、所定の居住費を事業者に支払うものとします。

3. 事業者は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができます。この場合には、契約者は第 6 条第 2 項にある利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

第 20 条 （居室の明け渡し―清算―）

第 1 4 条により本契約が終了する場合において、利用者及び契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 1 0 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。

2. 利用者及び契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

3. 利用者及び契約者が第 1 8 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡し義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

4. 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条第 5 項を準用します。

第 21 条 （身元引受人）

契約者は、利用者の残置物や利用者の利用料金等滞納等があった場合に備えて、その残置物の一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

2. 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には、身元引受人にその旨を連絡するものとします。

3. 身元引受人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物の引き取り、及び 1 か月以内に債務の履行をするものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

4. 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行が無い場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

5. 契約者は身元引受人を兼ねることが出来るものとします。

第 22 条 （一時外泊）

利用者は、事業者の同意を得た上で、1 か月に 6 日を限度として外泊することができるものとします。この場合、利用者又は契約者が外泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出る

ものとしします。

2. 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとしします。

第七章 その他

第 23 条 （事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者又は利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとしします。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故の際して採った処置を記録することとしします。
3. 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じるものとしします。

第 24 条 （苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとしします。

第 25 条 （協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとしします。

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当施設への入所は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。詳細につきましては、なごみ事務所（0270-75-6680）までお問い合わせください。

1. 施設運営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 植木会
- (2) 法人所在地 群馬県伊勢崎市本関町1 2 1 6 番地 1
- (3) 電話番号 0 2 7 0 - 7 5 - 6 6 8 0
- (4) 代表者氏名 理事長 大森 弘之
- (5) 設立年月日 平成22年5月31日

2. ご利用施設について

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（平成23年4月1日指定 群馬県）
介護保険事業所番号 1 0 7 0 4 0 2 4 5 6
- (2) 施設の目的 利用者の家庭への復帰を可能にすることを目指して、日々快適で安心出来る環境と様々な介護サービスを提供し、利用者が心身の状況に応じ、可能な限り自立した生活が営めるよう支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム なごみ
- (4) 施設の所在地 群馬県伊勢崎市本関町1 2 1 6 番地 1
- (5) 電話番号 0 2 7 0 - 7 5 - 6 6 8 0
- (6) 施設長(管理者) 施設長 大森 誠一
- (7) 施設の方針
 - ・利用者の権利を擁護するとともに、自己決定を尊重し「したい」気持ちを大切に、その実現に向け最大限努力します。
 - ・常に自分自身の知識、技術の向上に努め、利用者にとってより良いサービスとは何かを考え、サービスの質の向上に努めます。
 - ・各関係機関と密に連絡をとりながら、利用者の情報を正しく管理し、不用意に流しません。
 - ・極めて公共性・公益性の高い法人として、無駄の削減に取り組み、より良い社会の発展に貢献しながら、経営の持続的発展を図ります。
- (8) 開設年月日 平成23年4月1日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要について

(1) 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は4人部屋と個室とがあります。他室への入居を希望される場合には、その旨をお申し出ください。（但し、ご利用者の心身の状況や、居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	12室	計4ユニット（衣類等収納設備完備） （13人ユニット×2、12人ユニット×2）
1人部屋 （予備室）	4室 （内2室）	
リビング	4室	各ユニットに1室ずつ
浴室	5室	個別浴槽が各ユニットに1基ずつ 特殊浴室×1室
医務室	1室	
介護職員室	4室	各ユニットに1室ずつ

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。居室の使用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

※居室の変更：ご契約者やご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者等と協議のうえ決定するものとします。

※居室等に関する特記事項

- ・食堂はユニットごとに設置
- ・ベッドごとに衣類等収納設備完備

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 一 管理者 | 1名 |
| 二 事務員 | 1名以上 |
| 三 生活相談員 | 1名 |
| 四 介護支援専門員 | 1名 |
| 五 介護職員 | 18名以上（常勤換算14以上） |
| 六 看護職員 | 3名（（常勤換算2.8以上、うち機能訓練指導員と兼務1名）） |
| 七 機能訓練指導員 | 1名（看護職員と兼務） |
| 八 嘱託医師 | 1名以上 |
| 九 管理栄養士 | 1名 |

※夜間については夜勤者2名を配置しております。

（職務内容）

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事します。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

四 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

五 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八 嘱託医師

入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

九 管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金が全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象になるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常は市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」分を差し引いた額）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事等の介護サービス

- ・入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができない入所者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供します。

（概ねの食事時間）

朝食 7：30～

昼食 11：30～

夕食 17：00～

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導やご利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・介護及び看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

- ⑤ 口腔ケア
 - ・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎食後、口腔ケアを行います。
- ⑥ 健康管理
 - ・医師（嘱託医）や看護職員が健康管理を行います。
- ⑦ その他自立への支援
 - ・その他自立への支援
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え、更衣を行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
 ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日あたり）のご負担となります。
 - ② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））
 この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担して頂きます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（１日あたり）のご負担となります。
- ※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合にも料金が発生します。第１～３段階の方は、６日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、７日目からは別途料金が発生します。

項 目	多床室		従来型個室	
	第１～３の２段階	第４段階	第１～３の２段階	第４段階
６日目以内	認定証の記載額	960 円	認定証の記載額	1,260 円
７日目以降	960 円	960 円	1,260 円	1,260 円

- ③ 特別な食事（酒を含みます。）
 ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
 利用料金：要した費用の実費をいただきます。
- ④ 日常生活上必要となる諸費用実費
 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
 ＊おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
- ⑤ 契約書第２０条に定める所定の料金
 ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（入所日にかかわらず）

ご契約者の要介護度 (料金は１日に付)	要介護度 ３	要介護度 ４	要介護度 ５
従来型個室	12,294 円	13,101 円	13,896 円
多床室	12,014 円	12,821 円	13,616 円

＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所より事前にご説明致します。

＜その他サービス＞

① 施設で貴重品等の管理をさせていただきます。詳細は以下の通りです。

○お預かりするもの： 介護保険証、医療受給証、身障手帳等

○保管管理者： 施設長

○持出し方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・ご利用者以外の方がお預かり物品の持出しをする場合、指定の届出書を保管管理者へ提出して頂きます。
- ・介護保険証については、認定期間の更新、介護度の変更手続きの際は、ご家族にご連絡後手続きを行います。
- ・保管管理者は、持出し記録簿を作成しその写しを年2回（4月、10月）ご契約者へ交付します。

② 理容・美容師の手配

ご希望により、月に1回の理容・美容師の出張による理髪調髪サービスをご利用頂けるよう、施設が理容・美容師を無料で手配致します。

※ サービス利用料は、サービス利用時施設が立替え払いを行いますので、次月の利用料と一緒に施設にお支払い下さい。お支払完了後実施理容・美容室の領収書をお渡し致します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

計算方法

- ① 下記1～5の該当する単位を求め、その単位に地域区分の10.14円を掛けます。
- ② ①で求めた金額（小数点以下切り捨て）に市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」（小数点以下、繰り上げ）が介護保険自己負担額になります。
- ③ 下記6～8（居住費、食費等）を加えた金額がサービス利用料金（1日あたり）となります。

地域区分	1単位の金額
7級地	10.14円

1. 介護福祉施設サービス費基本部分単位（1日）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	589	659	732	802	871
多床室	589	659	732	802	871

2. 介護福祉施設サービス費加算部分単位（1日）

加算名	単位 (1日)	加算条件	備考
栄養マネジメント 強化加算	11	管理栄養士を配置し、利用者毎の栄養計画の作成・実施を行う場合	
療養食加算	18 (6単位/ 回、1日3 回まで)	必要に応じ、医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合	対象者のみ
若年性認知症 受入加算	120	若年性認知症利用者毎に個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスを提供した場合	対象者のみ

3. 介護福祉施設サービス費加算部分単位（1日）

加算名	単位 (1日)	加算条件	備考
看護体制加算Ⅰ	6	常勤の看護師を1名配置している場合	入所定員 31～50人
看護体制加算Ⅱ	13	基準を上回る看護職員を配置しており、看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合	入所定員 31～50人 Ⅰと重複算定可能
夜間職員配置加算Ⅰ	22	夜勤を行う職員の数が基準を上回って配置している場合	
日常生活継続 支援加算	36	介護福祉士の数が国の基準に達し、かつ新規入所者のうち要介護度4及び5の占める割合が70%以上であること。	サービス提供体制 加算との併用不可

*上記3の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。
(ご利用中に加算内容の変更をする場合があります。)

4. 介護福祉施設サービス費加算部分単位（1ヶ月）

加算名	単位 (月)	加算条件	備考
口腔衛生管理加算Ⅰ	90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。	
協力医療機関連携 加算	50	協力医療機関との間で相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	
自立支援促進加算	280	医師の医学的評価に基づき他職種が協働して支援計画を作成し、且つ国に報告し利用者を支援した場合	
ADL維持等加算 (Ⅰ)	30	利用者のADLを測定し、国に報告し、フィードバックを受け、これを支援に活用する	
再入所時栄養連携 加算	200	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関と連携を図った場合	
褥瘡マネジメント 加算Ⅰ	3	褥瘡発生を予防するため、関連項目について定期的に評価し且つ国に報	

		告し、計画的に実施した場合	
排せつ支援加算Ⅰ	10	関連項目について定期的に評価し且つ国に報告し、他職種が協働して支援計画を作成し、支援した場合	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	厚生労働大臣の定める基準に達し、定められた時期に実績データを提出すること	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40	利用者の心身の基本的情報を国に報告し、フィードバックを受け、これを支援に活用する	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.2%を乗じた単位数	厚生労働大臣の定める基準に達していること。	

5. 介護サービス費加算部分単位（対象者のみ）

初期加算	30 (1日あたり)	入所した日から30日以内の期間（30日を超える病院等への入院後に再入院した場合も同様）	対象者のみ
外泊時費用	246 (1日あたり)	入院及び外泊の場合、1月に6日を限度として基本部分に代えて算定	対象者のみ
退所前訪問相談援助加算	460 (1回あたり)	家庭復帰のために訪問相談援助をした場合（入所中1回（最高2回））	対象者のみ
退所時栄養情報連携加算	70	退院して施設に再入所した場合、施設の管理栄養士が医療機関と連携して栄養ケア計画を策定し、栄養管理方法の調整を行うこと	1月につき1回を限度
退所後訪問相談援助加算	460 (1回あたり)	家庭復帰のために訪問相談援助をした場合（退所後1回を限度）	対象者のみ
退所時相談援助加算	400 (1回あたり)	入所者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センター（地域包括センター）に対して必要な情報を提供した場合、1回を限度として算定	対象者のみ
退所前連携加算	500 (1回あたり)	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	対象者のみ
安全対策体制加算	20	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	入所時に1回に限り算定可能

6. 食費自己負担額（保険外 日額）

朝食	昼食 (おやつ代含む)	夕食	合計（1日）
460 円	710 円	570 円	1,740 円

介護負担限度額認定証記載額（令和8年7月末まで）

第4段階 1,740 円	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階の2	第3段階の1	第2段階	第1段階
	1,360 円	650 円	390 円	300 円

介護負担限度額認定証記載額（令和8年8月から）

第4段階 1,740 円	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階の2	第3段階の1	第2段階	第1段階
	1,420 円	680 円	390 円	300 円

7. 居住費自己負担額（保険外 日額）

介護負担限度額認定証記載額（令和8年7月末まで）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
多床室	980 円	430 円	430 円	0 円
従来型個室	1,260 円	880 円	480 円	380 円

介護負担限度額認定証記載額（令和8年8月から）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第3段階の2	第3段階の1	第2段階	第1段階
多床室	980 円	530 円	430 円	430 円	0 円
従来型個室	1,260 円	980 円	880 円	480 円	380 円

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご利用者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された食費・居住費の金額のご負担となります。

第4段階 市民税課税世帯の方

第3段階 本人および世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の方

第2段階 本人および世帯全員が本人および世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

第1段階 本人および世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者

8. その他の費用

料金の種類	金 額	備 考
特別な食事の費用	実 費 (利用者のご希望による)	
事務費	実 費 (利用者・家族のご希望による)	電話代、コピー代
電気代	50円／日 (個人で持ち込む電気器具)	1 台につき
レクリエーション費用	実 費 (参加者で按分)	

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月に以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、下記指定金融機関口座からの自動引き落とし（手数料無料）		
アイオー信用金庫（支店は問いません） 引き落とし日・・・毎月 15 日		
ア以外の金融機関口座をご利用の場合		
郵便局（場所は問いません）	毎月、指定口座に月末までにお振込をお願いします（ATMでのゆうちょ口座間の手数料は無料）	
アイオー信用金庫以外の銀行	毎月、指定口座に月末までにお振込をお願いします（手数料はご利用者負担）	

(4) 入院中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	伊勢崎福島病院
---------	---------

② 協力歯科医務機関

歯科医務機関の名称	矢島歯科クリニック
-----------	-----------

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くことになります。

（契約書第14条参照）

- | |
|--|
| ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合 |
|--|

- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１）ご契約者からの退所の申出（中途解約・契約解除）（契約書第１５条、第１６条参照）
 契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までにお申し出ください。
 ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス事業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第１７条参照）
 以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂くことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ご利用者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑦ご契約者が正当な理由なく２週間以上居室を利用しない場合
- ⑧ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

*** サービス利用にあたっての禁止行為**

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為

3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

(3) ご利用者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第19条参照)
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所する事ができます。
但し、入院期間であっても所定の利用料金をご負担頂きます。
1日あたり 居住費自己負担額 + 外泊時費用加算(6日を限度)

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所する事ができます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内に退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

※ 事業者は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができます。この場合には、契約者は<サービスの概要と利用料金>にある②の利用料金(居住費及び自己負担額)を支払う必要はありません。

(4) 円滑な退所のための援助(契約書第18条参照)

ご利用者が等施設を退所する場合には、ご契約者及びご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人(契約書第21条参照)

契約者は、契約時に利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

8. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者本人および身元引受人・ご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務(入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等)
- ④ 施設のために行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者および身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ 家族・身元引受人等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来所やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がある場合遠慮無くお申し出ください。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の提示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の身元引受人およびご家庭、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

9. 事故発生時の対応について（契約書第23条参照）

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者又はご利用者の家族及びケアマネージャーに連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。
- (3) 当施設において、施設の責任によりご契約者及びご利用者に対して生じた損害については、すみやかに損害賠償をさせて頂きます。ただし、その損害の発生について、ご契約者及びご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者及びご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、施設の損害賠償額を減じる場合があります。
- (4) 事故の発生において、施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

10. 身体拘束について

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明

当施設において、下記の項目すべてに該当していると判断した場合緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

1) 緊急やむを得ず身体拘束を行うとした項目

- ①入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

2) 身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を毎月1回開催することを約束いたします。

3) ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちにご家族様（身元引受人）に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

- ①身体拘束が必要な理由
- ②身体拘束の方法（場所、部位および使用物品等）
- ③身体拘束を行う時間帯及び時間等
- ④やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び、身体状況等
- ⑤身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

4) その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

11. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり重要な措置を講じます。

- （1）虐待の防止に関する責任者及び担当者を選定します。
- （2）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- （3）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （4）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、職員への研修・訓練を実施します。

13. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、職員への研修・訓練を実施します。

14. ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラス

メント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

15. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

社会福祉法人 植木会 特別養護老人ホーム なごみ

生活相談員 及び 第3者委員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。

また、ご意見受付箱をラウンジに設置しておりますのでご利用下さい。

（2）行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所長寿社会部 介護保険課 伊勢崎市今泉町2丁目410	電話番号 0270-24-5111 FAX 0270-23-9800 受付時間 8:30～17:15
群馬県国民健康保険団体連合会 前橋市元総社町355-8	電話番号 027-290-1376 FAX 027-255-5077 受付時間 8:30～17:15

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況
無	令和 年 月 日		

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

（1）建物の構造 鉄骨造 地上1階建て

（2）建物の延べ床面積 2,344.66 m²

（3）施設の周辺環境 日当たり良、騒音公害無し、交通の便良

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画書（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画書（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びご利用者等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、要介護認定有効期間（通常6ヶ月）に1回、もしくはご契約者の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約と協議して、施設サービス計画を変更致します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者の対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医務上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場所としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

○ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

マッチ・ライター等の火器、ナイフ等刃物類、ペット等の生き物、現金、高価な貴金属、証券類、携帯電話・スマートフォン等の通信機器、パソコン・タブレットPC、デジタルカメラ等、その他（他の人に迷惑がかかるとおもわれる物）

面会

面会時間 8：30～19：00

- ※ 来訪者は、必ず、その都度受付の面会簿にご記入下さい。
- ※ なお来訪の際は、犬、猫、小鳥等ペットの類の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。
- ※ 携帯電話は、電源をお切り頂くか、施設内への持ち込みを控えて頂きます。
- ※ 全館禁煙となっております。

(2) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出・外泊をされる場合は、外泊開始日の2日前までにお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があり、3食すべて欠食の場合には、重要事項説明書「5.当施設が提供するサービスと利用料金」に定める「食費自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

全館禁煙となっております。

4. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合にも同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

同意署名欄

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供開始にあたり、利用者（及び代理人）に対して契約書、重要事項説明書を説明が行われたことを確認し、契約を締結します。
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

事業者

住所 伊勢崎市本関町1216-1
名称 社会福祉法人 植木会
特別養護老人ホーム なごみ
代表者 理事長 大森 弘之

印

説明者職位

氏名

印

私は、重要事項説明書により、事業者から指定介護福祉施設サービスについてサービス内容及び重要事項の説明を受け、内容に同意し、契約書兼重要事項説明書を受領しました。

利用者

住所

氏名

印

上記代理人（保証人）

住所

氏名

印

利用者との続柄

立会人

住所

氏名

印